

平成 29 年 7 月 13 日

国立大学法人 名古屋工業大学
学 長 鵜飼 裕之 様



団体交渉の申し入れ

平成 29 年 6 月 30 日付け下記内容についての要求書を提出し、誠意ある回答を早急にお願いしているところですが、平成 16 年 12 月 9 日付け締結の「団体交渉に関する労働協約」により、同内容についての団体交渉を申し入れます。

記

- 1 労働契約法改正の趣旨を尊重し、パート職員・特任職員等の雇用を 5 年上限から無期転換へ早急に制度化し、該当者に明示・説明することを要求する。
- 2 大学入試センター試験、個別学力検査等の大学行事に従事する教職員に対し、事实上、取得が困難な週休日の振替だけでなく、教職員の業務に配慮した代休の取得、休日給の支給あるいは超過勤務手当の支給ができるようにすること。
- 3 組合員が持続的に働く職場環境を整えるため、勤務時間の早出・遅出、時短の適用範囲拡大をすること。
- 4 平成 29 年 4 月からの大学設置基準等の改正による「事務」の再定義及び S D (スタッフ・ディベロップメント) の義務化に対応し、効率的・効果的な研修を実施するとともに、職員の自発的な意欲を育むため、以下の措置を取ること。
 - ① 一貫性を持ち、業務の実状にあった長期的な研修制度の充実
 - ② 職員自身が、「大学職員」として必要と判断し、自発的に希望する資格取得、研修参加等への資金援助
 - ③ 大学職員の相助や能力向上を目的とした、学外団体への加盟・連携